

令和8年7月17日

令和8年度 三谷公民館整備事業 三谷公民館建替整備工事(建築) 設計資料に関する質疑

かつらぎ町役場 生涯学習課 青山、管財課 笹井

質疑番号	項目	質 疑	回 答
1	図面 A-01 19	化学物質の濃度測定の実施する場所と箇所数をご教示ください。	1・2階それぞれ3室(合計6室)実施とし、対象の室については現場にて監督員と協議することとします。
2	図面 A-66	仮設計画図があるのですが現場事務所・作業員の車両・残土置場を考えると敷地が狭いのでグラウンド側をお借りしてもいいでしょうか。	北側は三谷認定こども園の園庭となり、作業エリアとしては使用できないものとします。(仮設計画図の仮囲いラインが限界とします)
3		別途工事の記載があるのですが、完成日については今回の工事と同じでしょうか。	完成日については、当該工事と同じではありません。
4		別途工事の発注は今回の工事の落札後になるのでしょうか。	次年度の発注予定となります。
5	図面 A-01	火災保険 要になっておりますが保健期間については〇が無いのでご教示をお願いします。	着工日から完成工期+1箇月までとします。 引渡し後は、被保険者をかつらぎ町長となります。
6		まだ、中東情勢により資材が入りにくい状況です。資材が入らない状態が続いた場合は、工期延長の協議は可能でしょうか。	現時点において工期の延長は想定しておりませんが、契約締結後において社会情勢の変化等、受注者の責によらない予見困難な事由が生じた場合には、契約約款に基づき、必要に応じて協議を行います。
7	設計書 D	共通仮設費(積み上げ)の土壌調査 土壌汚染対策法施行規則第4条第3項第2号イ 上記に規則する12物資については、土壌ガス調査になりますが、土壌ガス調査を考えてよろしいでしょうか。採取の箇所数についてもご教示をお願いします。	「(別紙)土壌調査について」を参照とします。
8		本工事は週休2日工事の対象になっているのですが、事務所での事務作業についても作業できないのでしょうか。	現場閉所は、現場や現場事務所での事務作業を含めて、1日を通して当該工事にかかる作業を行っていない状態としているため、現場事務所内で当該工事に係る事務作業を行った場合は、現場閉所として取り扱うことはできません。

三谷公民館建替え整備工事（建築） 土壌調査について

1-1 調査目的

和歌山県建設発生土管理基準に基づく土壌検査を実施するものである。

1-2 調査内容

「産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止法に関する条例」及び「和歌山県建設発生土管理基準（令和２年１１月１２日）」に基づく土壌調査を実施する。

調査内容を下記に示す。

計画準備	１式	打合せ、現地踏査、調査準備
試料採取	１箇所	１箇所当たり５地点採取（採取深度５０cm）
試験分析	１検体	溶出試験２８項目
報告書作成	１式	A４版

2 調査方法

土壌検査は、「産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例（平成２０年１０月３日、和歌山県条例第４９号）」及び「和歌山県建設発生土管理基準（令和１年１２日）」に基づき実施する。

2-1 試料採取

試料の採取は原則として分散した任意の５地点を決め、その５地点から採取された土砂等を等量混合し、１試料とする。

深さについては、地表から５０cmまでの土砂等を均等に採取する。ただし、第１種特定有害物質（※土壌汚染対策法施工規則第４条第３項第２号イに規定する１２物質）に係るもの及び１、４－ジオキサンについては、代表的な１地点において５０cmまでのできるだけ深い位置で採取する。

※ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロエチレン、１・２－ジクロロエタン、１・１－ジクロロエチレン、１・２－ジクロロエチレン、１・１・１－トリクロロエタン、１・１・２－トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、１・３－ジクロロプロペン、ベンゼンの１２物質

2-2. 試験分析

採取した試料は、平成 3 年環境庁告示第 46 号付表に定める方法により検液を作成し、表 2-1 に示す 28 項目について計量を実施した。

表 2-1 試験分析項目

計量の対象	単位	基準値	測定方法
カドミウム	mg/L	0.003 以下	JIS K 0102 55.2, 55.3 又は 55.4
全シアン	mg/L	不検出	JIS K 0102 38(38.1.1 及び 38 の備考 11 の方法を除く)又は昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 1
有機燐	mg/L	不検出	昭和 49 年環境庁告示第 64 号付表 1 又は JIS K 0102 31.1 に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの
鉛	mg/L	0.01 以下	JIS K 0102 54
六価クロム	mg/L	0.05 以下	JIS K 0102 65.2(65.2.7 を除く)(ただし、JIS K 0102 の 65.2.6 に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、JIS K 0170—7 の 7a) 又は b) に定める操作を行う)
砒素	mg/L	0.01 以下	JIS K 0102 61
総水銀	mg/L	0.0005 以下	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 2
アルキル水銀	mg/L	不検出	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 3 及び昭和 49 年環境庁告示第 64 号付表 3
P C B	mg/L	不検出	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 4
ジクロロメタン	mg/L	0.02 以下	JIS K 0125 5.1, 5.2, 又は 5.3.2
四塩化炭素	mg/L	0.002 以下	JIS K 0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5
クロロエチレン	mg/L	0.002 以下	平成 9 年環境庁告示第 10 号付表
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004 以下	JIS K 0125 5.1, 5.2, 5.3.1 又は 5.3.2
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1 以下	JIS K 0125 5.1, 5.2 又は 5.3.2
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04 以下	シス体 JIS K 0125 5.1, 5.2 又は 5.3.2 トランス体 JIS K 0125 5.1, 5.2 又は 5.3.1
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1 以下	JIS K 0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006 以下	JIS K 0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5
トリクロロエチレン	mg/L	0.01 以下	JIS K 0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5
テトラクロロエチレン	mg/L	0.01 以下	JIS K 0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002 以下	JIS K 0125 5.1, 5.2 又は 5.3.1
チウラム	mg/L	0.006 以下	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 5
シマジン	mg/L	0.003 以下	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 6 第 1 又は第 2
チオベンカルブ	mg/L	0.02 以下	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 6 第 1 又は第 2
ベンゼン	mg/L	0.01 以下	JIS K 0125 5.1, 5.2 又は 5.3.2
セレン	mg/L	0.01 以下	JIS K 0102 67.2, 67.3 又は 67.4
ふっ素	mg/L	0.8 以下	JIS K 0102 34.1(34 の備考 1 を除く)若しくは 34.4 又は 34.1.1c 及び昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 7
ほう素	mg/L	1 以下	JIS K 0102 47.1, 47.3 又は 47.4
1,4-ジオキサン	mg/L	0.05 以下	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 8
検体の性状	pH、形状、色、匂い		